

○三田市心道会館の設置及び管理に関する条例

平成3年12月24日
条例第27号

(設置)

第1条 市民がスポーツ活動を通じて心身の健全な発達を図るとともに市民相互の交流、市民文化の向上及び健康増進に寄与するため、三田市心道会館(以下「会館」という。)を設置する。

(平15条例23・平20条例36・一部改正)

(位置)

第2条 会館の位置は、次のとおりとする。

三田市三田町19番33号

(業務)

第3条 会館は、第1条の設置目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 武道等のスポーツの振興に関すること。
- (2) 市民相互の交流、市民文化の向上及び健康増進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その目的達成に必要な業務に関すること。

(平15条例23・一部改正)

(使用時間)

第3条の2 会館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(平17条例26・追加、平20条例36・一部改正、平22条例27・旧第3条の4繰上・一部改正)

(休館日)

第3条の3 会館の休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 毎週月曜日。ただし、当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)に当たるときは、その翌日以後の最初の祝日でない日とする。
- (2) 12月28日から翌年の1月4日まで

(平17条例26・追加、平22条例27・旧第3条の5繰上・一部改正)

(使用の許可)

第4条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更する場合も同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、会館の管理運営上必要があると認めるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。

(平15条例23・旧第5条繰上・一部改正、平17条例26・平20条例36・平22条例27・一部改正)

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 会館の施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 公益に反すると認めるとき。
- (4) 三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利することとなると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理運営上支障があると認められるとき。

(平15条例23・旧第6条繰上・一部改正、平17条例26・平20条例36・平22条例27・平24条例9・一部改正)

(使用料)

第6条 第4条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平15条例23・旧第7条繰上・一部改正、平20条例36・平22条例27・一部改正)

(使用料の減免)

第7条 市長は、別に定める特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(平15条例23・旧第9条繰上、平17条例26・平20条例36・平22条例27・一部改正)

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平15条例23・追加、平17条例26・平20条例36・平22条例27・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 詐欺その他不正の行為によって使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用許可条件に違反したとき。
- (4) その他管理運営上支障があると認めるとき。

2 前項の場合において、使用者に生じた損害については、市はその賠償の責めを負わない。

(平15条例23・旧第10条繰上・一部改正、平17条例26・平20条例36・平22条例27・一部改正)

(誓約書の徴取等)

第9条の2 市長は、第4条第1項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係る会館の使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

(平24条例9・追加)

(使用权の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用する権利を他人に譲渡し、転貸し、又は使用の目的を許可なく変更することはできない。

(平15条例23・旧第13条繰上・一部改正、平20条例36・平22条例27・一部改正)

(使用者の義務)

第11条 使用者は、市長が指示した事項を守り、常に善良な使用者としての注意を怠ってはならない。

2 使用者は、会館の使用を終えたとき又は第9条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。

(平15条例23・追加、平17条例26・平20条例36・平22条例27・一部改正)

(損害賠償義務)

第12条 使用者は、その責めに帰すべき理由により施設等を汚損し、損傷し、若しくは滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項の義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、これに要した費用を使用者から徴収する。

(平15条例23・追加、平20条例36・平22条例27・一部改正)

(指定管理者による管理)

第13条 会館の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会館の利用の許可に関する業務
- (2) 会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (3) 会館の施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある(第12条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第3条の2中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第3条の3各号列記以外の部分中「休館日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休館日を変更し」と、第7条中「別に」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て別に」と、第8条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第9条の2中「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」とする。

(平22条例27・追加、平24条例9・一部改正、令7条例23・旧第13条の2繰上)

(利用料金)

第13条の2 前条第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(平22条例27・追加、令7条例23・旧第13条の3繰上)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、会館の設置及び管理に関して必要な事項は、規則で定める。

(平17条例26・旧第15条繰上)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、会館の供用は、平成4年1月5日から開始する。

付 則(平成15年条例第23号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年条例第26号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成20年条例第36号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成22年条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項から付則第17項までの規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

付 則(令和2年条例第15号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和7年条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三田市心道会館の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和8年4月1日以後の三田市心道会館の使用及び利用並びに使用に係る使用料及び利用に係る利用料金について適用し、同日前の三田市心道会館の使用及び利用並びに使用に係る使用料及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 新条例の規定による許可、使用料の徴収、利用料金の収受その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第6条関係)

(平15条例23・全改、平20条例36・平22条例27・令2条例15・令7条例23・一部改正)

室名	使用料				備考
	昼間 午前9時～午後5時 1時間当たり		夜間 午後5時～午後9時 1時間当たり		
第1フロアー	空調設備を使用する場合	1,100円	空調設備を使用する場合	1,250円	
	空調設備を使用しない場合	750円	空調設備を使用しない場合	900円	
第2フロアー	空調設備を使用する場合	1,100円	空調設備を使用する場合	1,250円	
	空調設備を使用しない場合	750円	空調設備を使用しない場合	900円	

備考

1 使用者が本市以外の住民又は団体の場合は、使用料の2倍の額とする。

2 使用者(本市の住民又は団体を除く。)が営利を目的として使用する場合は、使用料(前項の規定

の適用を受けるときは、同項の規定により算出した額)の2倍の額とする。

3 最低使用時間の単位は1時間とする。その後の超過時間に端数が生じたときは、これを1時間とする。

4 使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、第7条の規定による減額後の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。